

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県景観規則

(県土づくり企画室)

一

告示

○大規模小売店舗の変更に関する

告示 (商業支援課)

二六

○ " " " (" " ")

二六

○ " " " (" " ")

二七

○ " " " (" " ")

二八

○大規模小売店舗に対する市町村

等意見の告示 (" ")

二八

○庄和北部土地改良区の役員就退

任届 (春日部農林)

二九

○入間都市計画用途地域の変更の

案の縦覧 (都市計画課)

三〇

○入間都市計画道路の変更の案の

縦覧 (" ")

三二

○草加都市計画、越谷都市計画、

川口都市計画、さいたま都市計

画、春日部都市計画、幸手都市

計画、蓮田都市計画及び上尾都

市計画下水道の変更

(下水道課)

三二

○埼玉県収納代理金融機関の指定

の取消し (出納総務課)

三一

○埼玉県収納代理金融機関の指定

(" ")

三一

○収去した飼料等の試験結果の概

要の公表

三一

○建築基準法に基づく道路の位置

の指定 (熊谷県土)

三二

○開発行為に関する工事の完了公

告 (行田県土)

三三

○裁決手続開始の決定

(収用委員会)

三三

○ " " " (" " ")

三三

○ " " " (" " ")

三四

○ " " " (" " ")

三四

規則

埼玉県景観規則をここに公布する。
平成十九年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十号

埼玉県景観規則

埼玉県景観条例施行規則(平成元年埼玉県規則第四十四号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 景観計画

第一節 景観計画に係る軽微な変更(第二条)

第二節 行為の規制等に係る手続等(第三条―第十条)

第三節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案等(第十一条―第十九

条)

第三章 景観協定(第二十条―第二十二条)

第四章 景観整備機構(第二十三条・第二十四条)

第五章 景観形成協定(第二十五条―第三十二条)

第六章 公共事業景観形成指針(第三十三条・第三十四条)

第七章 雑則(第三十五条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県景観条例(平成十九年埼玉県条例第四十六号。以下「条例」という。)及び景観法(平成十六年法律第百十号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 景観計画

第一節 景観計画に係る軽微な変更

第二条 条例第五条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

一 法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域(以下「景観計画区域」とい

う。)の変更のうち、次に掲げる事実により当該市町村の区域を景観計画区域から除外するもの

イ 景観計画区域内の市町村が法第七条第一項に規定する景観行政団体となつたこと。

ロ 市町村の廃置分合又は境界変更があつたこと。

二 法令の改正等に伴い用字又は用語の修正をすることその他の形式的な変更

第二節 行為の規制等に係る手続等

(届出対象行為に係る区域及び届出書等)

第三条 条例第七条第一項の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一 条例第四条第一項第二号に規定する特定課題対応区域(以下「特定課題対応区域」という。)の全部の区域

二 条例第四条第一項第三号に規定する景観形成推進区域となる前に特定課題対応区域であつた区域のうち、当該特定課題対応区域であつた区域の全部の区域

2 法第十六条第一項の規定による届出は、様式第一号の景観計画区域内における行為の届出書を知事に提出することにより行わなければならない。

3 条例第七条第二項の規則で定める縮尺は、次の各号に掲げる図面に応じ、当該各号に定める縮尺とする。

一 条例第七条第二項第一号の図面 縮尺二千五百分の一以上のもの

二 条例第七条第二項第三号の図面 縮尺百分の一以上のもの

4 条例第七条第二項第四号及び第四項に規定する景観形成基準対応説明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

5 条例第七条第二項第五号の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

一 次に掲げる基準に適合する図書

イ すべての立面を表示した四面以上の立面図(知事が四面以上の必要がないと認めるときは、二面又は三面の立面図)であること。

ロ 植栽により遮へいする場合は、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示されていること。

ハ 鋼板等により遮へいする場合は、当該遮へいするものとして図示された部分に当該遮へいするものに施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示(日本工業規格Z八七二二で定める色相、明度及び彩度の三属性による色の表示をいう。以下同じ。)が記載されていること。

ニ 縮尺百分の一以上のものであること。

二 前号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記した図書

6 条例第七条第四項の規則で定める図書は、次に掲げる基準に適合する図書とする。

一 すべての立面を表示した四面以上の立面図(知事が四面以上の必要がないと認めるときは、二面又は三面の立面図)であること。

二 建築物(法第七条第二項に規定する建築物をいう。以下同じ。)又は工作物(建築物を除く。以下同じ。)として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。

三 縮尺百分の一以上のものであること。

7 景観法施行規則(平成十六年国土交通省令第百号。以下「省令」という。)第一条第一項の届出書には、同条第二項第一号二の図書の添付を要しないものとする。

(適用除外となる規模等)

第四条 条例第七条第六項第一号の規則で定める規模は、次の表の上欄に掲げる区域に応じ、同表の中欄に掲げる行為の種類ごとに、同表の下欄に掲げる規模とする。

区域	行為の種類	規 模
城	一 建築物の新築、増築、改築又は移転(以下この項において「新築等」という。)	次のイ又はロに掲げる建築物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模 イ ロに該当する建築物以外の建築物 新築等後の高さが十五メートルかつ建築面積が千平方メートル ロ 高さが十五メートルを超え、又は建築面積が千平方メートルを超える建築物 増築、改築又は移転(以下この項において「増築等」という。)により増加する建築面積が十平方メートル
区	二 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下この項において「建築物の修繕等」という。)	次のイ又はロに掲げる建築物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模 イ ロに該当する建築物以外の建築物 すべての規模 ロ 高さが十五メートルを超え、又は建築面積が千平方メートルを超える建築物 外観のうち、建築物の修繕等の対象となる面積が各立面の面
応		

域	一	般	課	題	対
一 建築物の新築等				四 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下この項において「工作物の修繕等」という。)	三 工作物の新設、増築、改築又は移転(以下この項において「新設等」という。)
次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、当該イからハまでに定める規模 イ ロ又はハに該当する建築物以外の建築物 新築等後の建築面積が二百平方メートル ロ 一戸建住宅(専ら住居の用に供するものに限	次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、当該イからハまでに定める規模 イ ロ又はハに該当する建築物以外の建築物 新築等後の建築面積が二百平方メートル ロ 一戸建住宅(専ら住居の用に供するものに限	次のイ又はロに掲げる工作物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模 イ 次項に規定する工作物に該当するもの 次の(1)又は(2)に掲げる工作物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める規模 (1) 高さ十五メートル以下の工作物 (2)又は(3)に該当するものを除く。 全ての規模 (2) 建築物に付設されている工作物で、その上端の地盤面からの高さが十五メートル以下のもの 全ての規模 (3) 次の(一)又は(二)に掲げる工作物 外観のうち、工作物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の三分の一 (一) 高さが十五メートルを超える工作物 (二) に該当するものを除く。 (二) 建築物に付設されている工作物で、その上端の地盤面からの高さが十五メートルを超えるもの ロ 次項に規定する工作物に該当しないもの 全ての規模	次のイ又はロに掲げる工作物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模 イ 次項に規定する工作物に該当するもの 次の(1)から(3)までに掲げる工作物の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める規模 (1) 高さが十五メートル以下の工作物 (2)又は(3)に該当するものを除く。 全ての規模 (2) 建築物に付設されている工作物で、その上端の地盤面からの高さが十五メートル以下のもの 全ての規模 (3) 次の(一)又は(二)に掲げる工作物 外観のうち、工作物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の三分の一 (一) 高さが十五メートルを超える工作物 (二) に該当するものを除く。 (二) 建築物に付設されている工作物で、その上端の地盤面からの高さが十五メートルを超えるもの ロ 次項に規定する工作物に該当しないもの 全ての規模	次のイ又はロに掲げる工作物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模 イ 次項に規定する工作物に該当するもの 次の(1)又は(2)に掲げる工作物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める規模 (1) 高さ十五メートル以下の工作物 (2)又は(3)に該当するものを除く。 全ての規模 (2) 建築物に付設されている工作物で、その上端の地盤面からの高さが十五メートル以下のもの 全ての規模 (3) 次の(一)又は(二)に掲げる工作物 外観のうち、工作物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の三分の一 (一) 高さが十五メートルを超える工作物 (二) に該当するものを除く。 (二) 建築物に付設されている工作物で、その上端の地盤面からの高さが十五メートルを超えるもの ロ 次項に規定する工作物に該当しないもの 全ての規模	積の三分の一 次のイ又はロに掲げる工作物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模 イ 次項に規定する工作物に該当するもの 次の(1)又は(2)に掲げる工作物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める規模 (1) 高さ十五メートル以下の工作物 新設等後の高さ十五メートル (2) 建築物に付設される工作物 新設等後の上端の地盤面からの高さが十五メートル ロ 次項に規定する工作物に該当しないもの 全ての規模

課	題	対	応	区
四 工作物の修繕等	三 工作物の新設等	二 建築物の修繕等		
次のイ又はロに掲げる工作物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模 イ 次項に規定する工作物に該当するもの 次の(1)から(3)までに掲げる工作物の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める規模 (1) 高さが十メートル以下の工作物 (2)又は(3)に該当するものを除く。 全ての規模 (2) 建築物に付設されている工作物で、その上端の地盤面からの高さが十メートル以下のもの 全ての規模 (3) 次の(一)又は(二)に掲げる工作物 外観のうち、	次のイ又はロに掲げる工作物の区分に応じ、当該イ又はロに定める規模 イ 次項に規定する工作物に該当するもの 次の(1)又は(2)に掲げる工作物の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める規模 (1) 高さ十メートル以下の工作物 新設等後の高さ十メートル (2) 建築物に付設される工作物 新設等後の上端の地盤面からの高さが十メートル ロ 次項に規定する工作物に該当しないもの 全ての規模	次のイ又はロに掲げる建築物(建築面積が二百平方メートルを超えるものに限る。) ハ ロに該当する建築物以外の建築物(建築面積が二百平方メートル以下のものに限る。) ロ 一戸建住宅 全ての規模 ハ ロに該当する建築物以外の建築物(建築面積が二百平方メートルを超えるものに限る。) 外観のうち、建築物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の三分の一	次のイ又はロに掲げる建築物の区分に応じ、当該イからハまでに定める規模 イ ロに該当する建築物以外の建築物(建築面積が二百平方メートル以下のものに限る。) ロ 一戸建住宅 全ての規模 ハ ロに該当する建築物以外の建築物(建築面積が二百平方メートルを超えるものに限る。)	る。以下この項において同じ。) 全ての規模 ハ ロに該当する建築物以外の建築物(建築面積が二百平方メートルを超えるものに限る。) 増築等により増加する建築面積が十平方メートル

定	
<p>五 物件の堆積(条例第七條第一項に規定する物件の堆積をいう。第六條第一項第二号イ及びハにおいて同じ。)</p>	<p>ち、工作物の修繕等の対象となる面積が各立面の面積の三分の一 (一) 高さが十メートルを超える工作物(二)に該当するものを除く。 (二) 建築物に付設されている工作物で、その上端の地盤面からの高さが十メートルを超えるもの ロ 次項に規定する工作物に該当しないものすべて の規模 行為の対象となる土地の面積が五百平方メートルかつ堆積の高さが一・五メートル</p>

2 条例第七條第六項第一号ロの規則で定める工作物は、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三百三十八條第一項各号に掲げる工作物(同項第二号に掲げるものにあつては、高さが十五メートルを超える旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二條第一項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを含む)、同令第三百三十八條第二項各号に掲げる工作物又は同條第三項各号に掲げる工作物(第六條第一項第一号ロ(2)において「特定工作物」という。)とする。

3 条例第七條第六項第三号の規則で定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二條第一項に規定する都市公園の区域
- 二 自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第二條第一号に規定する自然公園の区域
- 三 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第四條第二項第三号に規定する近郊緑地特別保全地区の区域
- 四 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八條第一項第七号に規定する風致地区の区域
- 五 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十二條第一項に規定する特別

緑地保全地区の区域

六 埼玉県自然環境保全条例(昭和四十九年埼玉県条例第四号)第十四條第一項に規定する県自然環境保全地域のうち同條例第十七條第一項の規定により指定された特別地区の区域

七 法第五十五條第一項に規定する景観農業振興地域整備計画の区域

八 特定課題対応区域であり、かつ、法第十六條第七項第十号に規定する地区計画等の区域(景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号)第九條に規定する地区計画等の区域を除く。)であるものうち、景観形成のための措置が講じられていると知事が認めるもの
 (変更届出書)

第五條 法第十六條第二項の規定による届出は、様式第三号の景観計画区域内における行為の変更届出書に、同條第一項の規定による届出に添付した図書(当該変更が同條第二項の規定による届出をしたものに係る二回目以降の変更である場合は、同條第一項及び第二項の規定により届け出た際に添付した図書)のうち、当該変更に関係のあるものであつて当該変更の内容を表示したものを添付して、知事に提出することにより行なわなければならない。
 (届出対象行為に係る事前の指導)

第六條 条例第八條第一項の指導又は助言を求めようとする者は、様式第四号の届出対象行為に係る事前指導等の申出書に、次の各号に掲げる行為の種類に応じ、当該各号に掲げる図書のうち、知事が必要と認めるものを添付して、知事に提出しなければならない。

一 法第十六條第一項第一号又は第二号に掲げる行為 次のイからハまでに掲げる図書

イ 省令第一條第二項第一号イからハまでに掲げる図書
 ロ 次に掲げる基準に適合する図書

- (1) すべての立面を表示した四面以上の立面図(知事が四面以上の必要がないと認めるときは、二面又は三面の立面図)であること。
- (2) 建築物又は特定工作物として図示された部分に当該建築物又は特定工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。
- (3) 縮尺百分の一以上のものであること。

ハ 様式第二号の景観形成基準対応説明書

二 条例第七条第一項の行為 次のイからホまでに掲げる図書

イ 物件の堆積を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 当該土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真

ハ 当該土地の区域内における物件の堆積を行う位置並びに堆積の方法及び高さを表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ニ 次に掲げる基準に適合する遮へい物に関する図書

(1) すべての立面を表示した四面以上の立面図(知事が四面以上の必要がないと認めるときは、二面又は三面の立面図)であること。

(2) 植栽により遮へいする場合は、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示されていること。

(3) 鋼板等により遮へいする場合は、当該遮へいするものとして図示された部分に当該遮へいするものに施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。

(4) 縮尺百分の一以上のものであること。

ホ 様式第二号の景観形成基準対応説明書

2 条例第八条第二項の規定による通知は、様式第五号の届出対象行為に係る事前指導等の終了通知書により行うものとする。

(勧告及び公表に対する意見)

第七条 法第十六条第三項の規定による勧告は、様式第六号の勧告書により行うものとする。

2 知事は、条例第九条第二項の規定により意見を述べたときは、法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べたときは、法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べたときは、法

3 前項の通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して十日以内(法第十八条第一項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると知事が認める場合は、五日以内)に、様式第七号の勧告の公表に対する意見書に

より意見を述べなければならない。

(行為の着手制限の期間短縮)

第八条 条例第十条第二項の規定による通知は、様式第八号の行為の着手制限の期間短縮通知書により行うものとする。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

第九条 法第十六条第五項の規定による通知は、様式第九号の景観計画区域内における行為の通知書を知事に提出することにより行うものとする。この場合において、当該通知には、省令第一条第二項及び第三項並びに条例第七条第二項及び第四項の規定の例により図書を添付するものとする。

(身分証明書)

第十条 法第十七条第八項の身分を示す証明書の様式は、様式第十号のとおりとする。

第三節 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の提案等

(景観重要建造物の指定の提案)

第十一条 法第二十条第一項又は第二項の規定による提案は、様式第十一号の景観重要建造物指定提案書を知事に提出することにより行わなければならない。

(景観重要建造物の標識の設置)

第十二条 法第二十一条第二項の標識は、様式第十二号の景観重要建造物指定標識のとおりとする。

2 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更許可の申請)

第十三条 法第二十二条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十三号の景観重要建造物現状変更許可申請書を知事に提出しなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第十四条 条例第十五条第四号の規則で定めるものは、木竹の成長、枯死等により景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあると認めるときに直ちに知事と協議して、当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐ措置を講ずることとする。

(景観重要樹木の指定の提案)

第十五条 法第二十九条第一項又は第二項の規定による提案は、様式第十四号の景観重要樹木指定提案書を知事に提出することにより行わなければならない。

(景観重要樹木の標識の設置)

第十六条 法第三十条第二項の標識は、様式第十五号の景観重要樹木指定標識のとおりとする。

2 前項の標識は、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の現状変更許可の申請)

第十七条 法第三十一条第一項の許可を受けようとする者は、様式第十六号の景観重要樹木現状変更許可申請書を知事に提出しなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第十八条 条例第十七条第三号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
- 二 景観重要樹木が滅失、枯死等をするおそれがあると認めるときに直ちに知事と協議して、当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講ずること。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者の変更の届出)

第十九条 法第四十三条の規定による届出は、様式第十七号の所有者変更届出書を知事に提出することにより行わなければならない。

第三章 景観協定

(景観協定の認可の申請)

第二十条 法第八十一条第四項の認可を受けようとする者は、様式第十八号の景観協定認可申請書に、次に掲げる図書を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 当該景観協定に係る協定書の写し
- 二 様式第十九号の景観協定に関する調査
- 三 当該景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面
- 四 当該景観協定の目的となる土地の位置を表示する図面(縮尺五万分の一以上で方位及び縮尺を表示したものに限り)。次条第四号及び第二十二条第四号において「景観協定に係る位置図」という。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(景観協定の変更認可の申請)

第二十一条 法第八十四条第一項の認可を受けようとする者は、様式第二十号の景観協定変更認可申請書に、次に掲げる図書を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 当該変更後の景観協定に係る協定書の写し
- 二 様式第十九号の景観協定に関する調査
- 三 当該変更後の景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面
- 四 景観協定に係る位置図
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(景観協定の廃止認可の申請)

第二十二条 法第八十八条第一項の認可を受けようとする者は、様式第二十一号の景観協定廃止認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

ならない。

一 法第八十八条第一項の合意を証する書類

二 当該景観協定の目的となる土地の区域を表示する図面

三 様式第十九号の景観協定に関する調査

四 景観協定に係る位置図

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

第四章 景観整備機構

(景観整備機構の指定の申請)

第二十三条 法第九十二条第一項の申請は、様式第二十二号の景観整備機構指定申請書に、次に掲げる図書を添付して、知事に提出することにより行わなければならない。

- 一 定款又は寄附行為
- 二 指定を受けようとする年度の前年度の事業実績(前年度の決算が完結していない場合は、前々年度の事業実績)を記載した書類
- 三 指定を受けようとする年度の事業計画(当該年度の事業計画を決定していない場合は、前年度の事業計画)を記載した書類
- 四 指定を受けようとする年度の前年度の決算書の写し(前年度の決算が完結していない場合は、前々年度の決算書の写し)
- 五 指定を受けようとする年度の収支予算書の写し(当該年度の収支予算書を決定していない場合は、前年度の収支予算書の写し)
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(景観整備機構の届出事項の変更の届出)

第二十四条 法第九十二条第三項の規定による届出は、様式第二十三号の景観整備機構届出事項変更届出書を知事に提出することにより行わなければならない。

第五章 景観形成協定

(景観形成協定の認定の申請)

第二十五条 条例第十八条第一項の規定による申請は、様式第二十四号の景観形成協定認定申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

(土地の共有者等の取扱い)

第二十六条 景観形成協定の目的となる土地の所有権又は当該土地に係る借地権(法第十一条第一項に規定する借地権をいう。以下この条において同じ。)が数人の共有に属するときは、条例第十八条第一項第二号の規定の適用については、

合わせて一の所有者又は借地権を有する者として計算するものとする。
(景観形成協定に係る添付図書)

第二十七条 条例第十八条第二項第三号に規定する書類は、様式第二十五号の景観形成協定に関する調書により作成しなければならない。

2 条例第十八条第二項第四号の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- 一 当該景観形成協定の目的となる土地の位置を表示する図面（縮尺五万分の一以上で方位及び縮尺を表示したものに限る。第三十条第二項第三号及び第三十二条第四号において「景観形成協定に係る位置図」という。）
- 二 申請者が条例第十八条第一項に規定する代表者であることを証する書類
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(景観形成協定の認定の基準)

第二十八条 条例第十八条第三項第三号の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 景観形成協定の目的となる土地の区域は、その境界が明確に定められていること。

二 条例第十八条第一項第三号口の景観形成のための事項は、法第八条第二項第二号の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合していること。

三 条例第十八条第一項第三号ロ(6)に規定する農用地の保全又は利用に関する事項は、法第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画が定められている場合は、当該計画に適合していること。

四 景観形成協定の有効期間は、五年以上三十年以下であること。

(景観形成協定の認定書)

第二十九条 条例第十八条第五項の規則で定める認定書の様式は、様式第二十六号の景観形成協定認定書のとおりとする。

(景観形成協定の変更の届出)

第三十条 条例第十八条第七項の規定による届出は、様式第二十七号の景観形成協定変更届出書を知事に提出することにより行わなければならない。

2 条例第十八条第七項に規定する図書として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該変更後の景観形成協定の目的となる土地の区域を表示する図面
- 二 様式第二十五号の景観形成協定に関する調書

三 景観形成協定に係る位置図

四 届出者が条例第十八条第七項に規定する代表者であることを証する書類

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(景観形成協定の取消しの通知)

第三十一条 条例第十八条第八項の規定による通知は、様式第二十八号の景観形成協定認定取消通知書により行うものとする。

(景観形成協定の廃止の届出)

第三十二条 条例第十八条第十項の規定による届出は、様式第二十九号の景観形成協定廃止届出書に、次に掲げる図書を添付して、知事に提出することにより行わなければならない。

一 当該景観形成協定を廃止する旨の合意を証する書類

二 当該景観形成協定の目的となる土地の区域を表示する図面

三 様式第二十五号の景観形成協定に関する調書

四 景観形成協定に係る位置図

五 届出者が条例第十八条第十項に規定する代表者であることを証する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

第六章 公共事業景観形成指針

(公共事業景観形成指針の軽微な変更)

第三十三条 条例第十九条第五項の規則で定める軽微な変更は、法令の改正等に伴い用字又は用語の修正をすることその他の形式的な変更とする。

(国等の機関)

第三十四条 条例第二十条の規則で定める法人は、土地区画整理組合、市街地再開発組合、埼玉県道路公社、独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社その他道路、橋梁又は河川の整備を行う法人とする。

第七章 雑則

(委任)

第三十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 条例附則第二項の規定により、なおその効力を有することとされる条例による改正前の埼玉県景観条例(平成元年埼玉県条例第四十二号)の規定の適用を受け、市町村の区域については、同項に規定する期間は、改正前の埼玉県景観条例施

行規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第3条関係）

景観計画区域内における行為の届出書

（表）

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。 この届出書及び添付図書に記載した事項は、事実と相違ありません。					
埼玉県知事		様		年 月 日	
提出者 住所		氏 名		（自署又は記名押印）	
電話番号		氏 名		（自署又は記名押印）	
【法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、 電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印】					
行為の場所	区域の別	<input type="checkbox"/> 一般課題対応区域 <input type="checkbox"/> 都市区域 <input type="checkbox"/> 田園区域 <input type="checkbox"/> 山地・丘陵区域 <input type="checkbox"/> 特定課題対応区域 <input type="checkbox"/> 景観形成推進区域			
	地名地番				
行為の種類	建築物	用途	高さ	階数	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更
		敷地面積	建築面積	延べ床面積	
	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物 <input type="checkbox"/> 物件の堆積	区分	高さ	築造面積	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更
		用途	高さ	土地の面積	
種類	種類	高さ	面積		

様式第2号(第3条関係)

景観形成基準対応説明書
(表)

行為の場所	地名地番	<input type="checkbox"/> 一般課題対応区域 <input type="checkbox"/> 都市区域 <input type="checkbox"/> 田園区域 <input type="checkbox"/> 山地・丘陵区域 <input type="checkbox"/> 特定課題対応区域 <input type="checkbox"/> 景観形成推進区域
	区域の別	
行為の種類	建築物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更)
	工作物	<input type="checkbox"/> 区分 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 (<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更)
建築物の種類	建築物	<input type="checkbox"/> 遮へい物 <input type="checkbox"/> 植栽 <input type="checkbox"/> 鋼板 <input type="checkbox"/> その他 ()
	工作物の種類	
建築物の積	命 令 基 準 変 更	<input type="checkbox"/> 埼玉県景観計画別表大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する各立面(着色していない石、土、木、レンガ及びびコンクリート等の素材で仕上げる外観の部分を除く。)の面積が、当該立面の面積の合計の3分の1を超えない。
	物 件 の 積	<input type="checkbox"/> 堆積物の高さが3mを超えない。 <input type="checkbox"/> 遮へい物等があり、周囲から堆積物が見えない。
建築物・工作物の積	物 告 基 準	<input type="checkbox"/> 埼玉県景観計画別表大規模建築物等の基調となる色彩の制限基準に該当する色彩の面積が、遮へい物の外観のうち各立面につき、当該立面の面積の合計の3分の1を超えない。
	配 慮 事 項	遠景から中景の中景から近景の中景 <input type="checkbox"/> 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意している。 <input type="checkbox"/> 山の稜線や神社、寺院等の建造物などの地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮している。

行為の種類	積	区				割合 単位(%)		
		色相	明度	彩度	合計			
建築物	第一立面	彩色が施されている部分	色 (ペンセル値)	彩	色相	明度	彩度	100%
			色 (ペンセル値)	彩	色相	明度	彩度	
		彩色が施されていない部分	色 (ペンセル値)	彩	色相	明度	彩度	100%
			色 (ペンセル値)	彩	色相	明度	彩度	
建築物・工作物の積	第三立面	彩色が施されている部分	色 (ペンセル値)	彩	色相	明度	彩度	100%
			色 (ペンセル値)	彩	色相	明度	彩度	
		彩色が施されていない部分	色 (ペンセル値)	彩	色相	明度	彩度	100%
			色 (ペンセル値)	彩	色相	明度	彩度	
建築物・工作物の積	第四立面	彩色が施されている部分	色 (ペンセル値)	彩	色相	明度	彩度	100%
			色 (ペンセル値)	彩	色相	明度	彩度	
		彩色が施されていない部分	色 (ペンセル値)	彩	色相	明度	彩度	100%
			色 (ペンセル値)	彩	色相	明度	彩度	

行為の期間 着手予定日 年月日 完了予定日 年月日 第 号

備考1 該当する□内に、レ印を付すこと。
 2 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材が、着色していない石、土、木、レンガ及びびコンクリート等の場合にその素材名を記載すること。

(裏)

建築物等の高さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。	建築物等の長さは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにしている。	建築物等の形態は、周辺の町並みや建築物の形態との調和に配慮している。	建築物等の外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえている。	建築物等の外観を構成するもの
				<input type="checkbox"/> 原色に近い色彩は避けている。 <input type="checkbox"/> 点滅する照明は避けている。
<input type="checkbox"/> 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和及び使用する量のバランスに十分配慮している。				屋外階段
<input type="checkbox"/> 建築物本体と調和した外形としている。 <input type="checkbox"/> 建築物本体と調和した色彩としている。				屋上設備等
<input type="checkbox"/> 外部から直接見えにくいように壁面等で囲っている。 <input type="checkbox"/> その壁面等は、建築物本体と調和する外形及び色彩としている。				
<input type="checkbox"/> 敷地内には、地域の景観に調和した樹種を植栽している。				
<input type="checkbox"/> 植栽は、道路等の公共空間に面する部分に設置している。				
<input type="checkbox"/> 資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積している。				
<input type="checkbox"/> 堆積物の周辺は植栽等で遮へいしている。				

備考 該当する□内に、レ印を付すこと。

様式第3号(第5条関係)

景観計画区域内における行為の変更届出書

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。
 この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

埼玉県知事 様 年 月 日

提出者 住所 電話番号 氏名 (自署又は記名押印)

[法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印]

景観計画区域内における行為の届出番号 年 月 日 第 号

行為の場所

区域の別	<input type="checkbox"/> 一般課題対応区域 (<input type="checkbox"/> 都市区域 <input type="checkbox"/> 田園区域 <input type="checkbox"/> 山地・丘陵区域)
地名地番	<input type="checkbox"/> 特定課題対応区域 <input type="checkbox"/> 景観形成推進区域

設計又は施行方法の変更内容	変更前	変更後
変更理由		

備考 該当する□内に、レ印を付すこと。

様式第5号(第6条関係)

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事



届出対象行為に係る事前指導等の終了通知書

年 月 日付けで指導又は助言の要請のあった行為について、埼玉県景観条例第8条第2項の規定により、下記のとおり結果を通知します。

記

1 行為の場所

2 行為の種類

3 結果

・ 支障なし

・ 支障あり

理由

Large empty bracketed area for providing details and reasons.

様式第6号(第7条関係)

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事



催告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、埼玉県景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、下記の措置をとることを催告します。

なお、催告に従わない場合は、埼玉県景観条例第9条第1項の規定により、催告に従わない旨及び催告の内容を公表することがあります。

記

1 行為の場所

2 行為の種類

3 適合しないと認められる理由

4 とるべき措置

5 履行期限

年 月 日

様式第7号(第7条関係)

勧告の公表に対する意見書

埼玉県景観規則第7条第3項の規定により、次のとおり意見を述べます。	
埼玉県知事 様	年 月 日
提出者 住所	
電話番号	
氏 名 (自署又は記名押印)	
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印〕	
勧 告 書	年 月 日 第 号
意 見	

様式第8号(第8条関係)

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

印

行為の着手制限の期間短縮通知書

年 月 日付けで届出のあつた行為については、埼玉県景観条例第10条第1項の規定により、景観法第18条第1項に規定する期間を下記のとおり短縮します。

記

- 1 行為の場所
- 2 行為の種類
- 3 届出対象行為に係る事前指導等の終了通知書の年月日及び文書番号
年 月 日 第 号
- 4 行為の着手制限の短縮期間
日間 (年 月 日から着手できます。)

様式第9号(第9条関係)

景観計画区域内における行為の通知書

(表)

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

埼玉県知事 様 年 月 日

事務所の所在地

電話番号

団体名

代表者名

行為の場所

区域の別
 一般課題対応区域
 都市区域 田園区域 山地・丘陵区域
 特定課題対応区域
 景観形成推進区域

地名地番

用途
 新築 増築 改築 移転 外観の変更
 修繕 模様替 色彩変更

高さ m 階数 階

敷地面積 m² 建築面積 m² 延べ床面積 m²

区分
 新築 増築 改築 移転 外観の変更
 修繕 模様替 色彩変更

用途
 工作物物 高さ m 築造面積 m²
 物件の堆積 種類 高さ m 土地の面積 m²

(裏)

行為の種類	第一立面		第二立面		第三立面		第四立面		割合 単位(%)
	彩色が施されている部分 (ペインセル値)	色相 明度 彩度							
建築物	点	減	外	光	告	源	物	物	計
工作物	点	減	外	光	告	源	物	物	計
物件の堆積	点	減	外	光	告	源	物	物	計
行為の期間	着手予定日	年月日	完了予定日	年月日					

備考1 該当する□内に、レ印を付すこと。

2 彩色が施されていない部分の素材名の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材名が、着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の場合にその素材名を記載すること。

様式第12号(第12条関係)

景観重要建造物指定標識			
指定番号	埼玉県指定第	号	指定年月日
			年 月 日
名 称			
この標識は、景観法第21条第2項の規定により設置するものです。			

30 cm以上

20 cm以上

様式第13号(第13条関係)

景観重要建造物現状変更許可申請書

(表)

景観法第22条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。	
埼玉県知事	年 月 日
様	
提出者 住 所	
電話番号	
氏 名 (自署又は記名押印)	
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印〕	
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
名 称	
所 在 地	
景観重要建造物の種類	
現状変更行為の種類	
現状変更の場所	

(裏)

景観重要建造物	設計又は施行方法	
	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日

- 備考 1 所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、すべての所有者の氏名及び住所を記載すること。
 2 景観法施行規則第9条第2項各号に掲げる図書を添付すること。

様式第14号（第15条関係）

景観重要樹木指定提案書

景観法第29条【第1項】の規定により、次のとおり提案します。 【第2項】	
埼玉県知事	様
提出者	住 所
	電話番号
	氏 名 （自署又は記名押印）
	【法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印】
景観重要樹木	所在地 (提案者が所有者と異なる場合) 所有者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
樹容の特徴	
提案の理由	

- 備考 1 所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、すべての所有者の氏名及び住所を記載すること。
 2 樹容の特徴の欄には、地域の自然、歴史、文化などから見た景観上の特徴を記載すること。
 3 景観法施行規則第12条に規定する図書を添付すること。

様式第15号(第16条関係)

景観重要樹木指定標識			
指定番号	埼玉県指定第	号	指定年月日
		年	月
		日	
名 称	この標識は、景観法第30条第2項の規定により設置するものです。		

20 cm 以上

30 cm 以上

様式第16号(第17条関係)

景観重要樹木現状変更許可申請書

(表)

景観法第31条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。		年	月	日
埼玉県知事	様			
提出者	住 所			
	電話番号			
	氏 名 (自署又は記名押印)			
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印〕				
指 定 番 号	第	号		
指 定 年 月 日	年	月	日	
景 樹 種				
所 在 地				
重 要 樹 木	現状変更の種類			
木	現状変更の場所			

(裏)

景観重要樹木	施行方法	
	着手予定日	年 月 日
	完了予定日	年 月 日

- 備考1 所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、すべての所有者の氏名及び住所を記載すること。
- 2 景観法施行規則第14条第2項各号に掲げる図書を添付すること。

様式第17号(第19条関係)

所有者変更届出書

景観法第43条の規定により、次のとおり届け出ます。 この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。	
埼玉県知事	様
提出者	住 所
	電話番号
	氏 名 (自署又は記名押印)
(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、 電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印)	
種 別	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指 定 番 号	第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
名 称 又 は 樹 種	
所 在 地	
変更前の所有者の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の名前)	
変 更 年 月 日	年 月 日

- 備考1 該当する□内に、レ印を付すこと。
- 2 変更前の所有者の住所及び氏名の欄には、所有者が複数いる場合は、すべての所有者の氏名及び住所を記載すること。

様式第18号(第20条関係)

景観協定認可申請書

景観法第81条第4項の規定により、景観協定の認可を受けたいので、次のとおり申請します。 埼玉県知事 様 提出者 住所 電話番号 氏名 (自署又は記名押印) [法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印]		年 月 日
協定の名称	代表者を定めた協定にあってはその氏名及び住所 [法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称及び代表者の氏名]	
協定の目的となる土地の区域		
協定の目的となる土地の総地積		
協定の内容		
協定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	

備考 景観法第81条第1項に規定する土地所有者等が複数いる場合において、申請者がその一部の者であるときは、申請者以外の土地所有者等の全員の委任状を添付すること。

様式第19号(第20条一第22条関係)

景観協定に関する調査書

年 月 日作成

協定の目的となる土地の所在する市、郡、町、村及び字並びに当該地の地番	地積	土地の所有者の氏名	借地権を有する者の氏名

備考 協定の目的となる土地の所在する市、郡、町、村及び字並びに当該地の地番の欄は、申請時の内容を記載すること。

様式第20号(第21条関係)

景観協定変更認可申請書

景観法第84条第1項の規定により、景観協定の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。	
埼玉県知事様	年 月 日
提出者 住所	
電話番号	
氏名 (自署又は記名押印)	
[法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印]	
協定の名称	
代表者を定めた協定にあっては その氏名及び住所 [法人その他の団体にあっては 主たる事務所の所在地、電話番号、 番号、名称及び代表者の氏名]	
協定の目的となる土地の区域	
変更前	変更後
変更事項	

備考 景観法第81条第1項に規定する土地所有者等が複数いる場合において、申請者がその一部の者であるときは、申請者以外の土地所有者等の全員の委任状を添付すること。

様式第21号(第22条関係)

景観協定廃止認可申請書

景観法第88条第1項の規定により、景観協定の廃止の認可を受けたいので、次のとおり申請します。	
埼玉県知事様	年 月 日
提出者 住所	
電話番号	
氏名 (自署又は記名押印)	
[法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印]	
協定の名称	
代表者を定めた協定にあってはその 氏名及び住所 [法人その他の団体にあっては、主たる 事務所の所在地、電話番号、名称 及び代表者の氏名]	
協定の目的となる土地の区域	
協定の目的となる土地の所有者等の合計	人
上記人数のうち協定廃止合意者数	人

備考 景観法第81条第1項に規定する土地所有者等が複数いる場合において、申請者がその一部の者であるときは、申請者以外の土地所有者等のうち、当該申請に同意した者の全員の委任状を添付すること。

様式第22号(第23条関係)

景観整備機構指定申請書

景観法第92条第1項の規定により、景観整備機構の指定を受けたいので、次のとおり申請します。		年	月	日	
埼玉県知事	様				
申請者 主たる事務所の所在地					
電話番号					
法人の名称及び代表者氏名					
㊦					
指定後の業務	<input type="checkbox"/>	1 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。(景観法第93条第1号の業務)			
	<input type="checkbox"/>	2 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。(景観法第93条第2号の業務)			
	<input type="checkbox"/>	3 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。(景観法第93条第3号の業務)			
	<input type="checkbox"/>	4 3の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。(景観法第93条第4号の業務)			
	<input type="checkbox"/>	5 景観法第55条第2項第1号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。(景観法第93条第5号の業務)			
	<input type="checkbox"/>	6 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。(景観法第93条第6号の業務)			
	<input type="checkbox"/>	7 1から6までに掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。(具体的に： (景観法第93条第7号の業務))			
従たる事務所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	所在地 電話番号 名称			

備考 該当する□内に、レ印を付すこと。

様式第23号(第24条関係)

景観整備機構届出事項変更届出書

届出事項を変更したいので、景観法第92条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。		年	月	日
埼玉県知事	様			
届出者 主たる事務所の所在地				
電話番号				
法人の名称及び代表者氏名				
㊦				
景観整備機構指定年月日	年	月	日	第 号
変更予定年月日	年	月	日	
変更事項	<input type="checkbox"/> 名称	<input type="checkbox"/> 住所又は事務所	の所在地	
変更前				
変更後				

備考 該当する□内に、レ印を付すこと。

様式第26号（第29条関係）

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事

印

景観形成協定認定書

年 月 日付けで認定の申請のあった下記の協定については、埼玉県景観条例第18条第3項の規定により認定します。

記

- 1 協定の名称
- 2 協定の目的となる土地の区域

様式第27号（第30条関係）

景観形成協定変更届出書

景観形成協定を変更したので、埼玉県景観条例第18条第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

埼玉県知事

様

提出者 住 所

電話番号

氏 名 （自署又は記名押印）

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印〕

協定の名称	協定の目的となる土地の区域	
	変更前	変更後
変更事項		

様式第28号(第31条関係)

第 年 月 日

様

埼玉県知事

印

景観形成協定認定取消通知書

年 月 日付け 第 号で認定した下記の景観形成協定については、埼玉県景観条例第18条第8項の規定により取り消します。

記

- 1 協定の名称
- 2 協定の目的となる土地の区域
- 3 理由

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則(平成17年埼玉県規則第3号)別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第29号(第32条関係)

景観形成協定廃止届出書

景観形成協定を廃止したので、埼玉県景観条例第18条第10項の規定により、次のとおり届け出ます。

埼玉県知事

様

年 月 日

提出者 住 所

電話番号

氏 名 (自署又は記名押印)

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、電話番号、名称、代表者の氏名及び代表者印)

協 定 の 名 称	
協定の目的となる土地の区域	

告示

埼玉県告示第千六百九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴木ビル

川越市大字的場字鷹休台二千二百二十二の一

サミットストア川口赤井店

川口市赤井二丁目三番一号 外

川口大京ビル

川口市元郷二丁目十五番三号

サミットストア戸田駅店

戸田市新曾三百三十八番の二

戸田公園ショッピングセンター

戸田市本町四丁目二千三十五番の一 外二十一筆

東弁財塩味ビル

朝霞市東弁財一丁目一番十号

瀧島第一ビル(サミットストア新座片山店)

新座市片山三丁目二千九百十五の一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) サミット株式会社 代表取締役 高田 浩

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

(変更後) サミット株式会社 代表取締役 田尻 一

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

ハ 変更年月日

平成十九年七月六日

ニ 届出年月日

平成十九年十一月六日

二 縦覧期間

平成十九年十一月二十日から平成二十年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター(鈴木ビル、東弁財塩味ビル及び瀧島第一ビル)

埼玉県中央産業労働センター(前記以外)

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十一月二十日から平成二十年三月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

サミットストア川口青木店

川口市青木二丁目二百九十八番地 外九筆

サミットストア鳩ヶ谷辻店

鳩ヶ谷市大字辻字宮地九千七百五十六の一 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) サミット株式会社 代表取締役 高田 浩

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

(変更後) サミット株式会社 代表取締役 田尻 一

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

ハ 変更年月日

平成十九年七月六日

ニ 届出年月日

平成十九年十一月六日

二 縦覧期間

平成十九年十一月二十日から平成二十年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十一月二十日から平成二十年三月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第六百九十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月二十日

一 届出の概要等

埼玉県知事 上田 清司

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

志木ニュータウン駅前総合ビル

志木市館二丁目百二十四番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) サミット株式会社 代表取締役 高田 浩

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

株式会社サミット・コルモ 代表取締役 高田 浩

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

(変更後) サミット株式会社 代表取締役 田尻 一

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

株式会社サミット・コルモ 代表取締役 田尻 一

東京都杉並区永福三丁目五十七番十四号

ハ 変更年月日

平成十九年七月六日

ニ 届出年月日

平成十九年十一月六日

二 縦覧期間

平成十九年十一月二十日から平成二十年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に對し、意見書の提出により、これを述べるることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十一月二十日から平成二十年三月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

戸田ショッピングセンター

戸田市美女木東一丁目三の一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社サトー 代表取締役 水野吉雄

愛知県小牧市小牧四丁目八十番地 他七十一件

(変更後) 株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二十七番地の一 他六十三件

ハ 変更年月日

平成十九年十月十三日 他

ニ 届出年月日

平成十九年十一月十二日

二 縦覧期間

平成十九年十一月二十日から平成二十年三月二十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十一月二十日から平成二十年三月二十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ララガーデン川口

川口市宮町九十二の二外

ロ 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

意見書一

「新設説明会」によれば、営業時間が深夜二十四時とか。隣接する戸田市飛び地の近くに、三・屋上駐車場への入口があり、荷さばき場二・三の入口があります。これでは騒音規制のクリアはとも無理です。

① 「ララガーデン川口」の営業時間を夜、午後十時までに変更のこと。

② 三階・屋上駐車場への入口(スロープ)を東に移動すること。

③ 近隣住民の要望してきた隣接する平面駐車場を中止すること。

④ 荷さばき場の早朝四時から六時の大型車両の出入りは禁止のこと。

「ララガーデン川口」の新設により近隣の戸田飛び地に住民の生活環境が脅かされます。高齢者の多い地区で、特に深夜から早朝の安眠の確保や、騒音・振動の抑制に配慮した設計にしてほしい。残念ながら、説明会を聞いた限り、騒音の心配は消えませんでした。近隣住民との協議をしてきたことから、近隣住民の意見を真摯に聞いてほしい。

九月二十八日提出の「新設届出書」は戸田飛び地の第一種住居用途指定の基準を満たしていない。そのため、取下げて再提出を。

「騒音に係わる環境基準」第一種住居適用の「昼間五十五デシベル以下、夜間四十五デシベル以下」の基準を満たさないから違法です。取下げて、設計変更をして、近隣住民の生活に配慮した内容で再提出して欲しいです。

一 都市計画の種類及び名称
 入間都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域
 入間市東町六丁目、東町七丁目及び大字上藤沢字立出野の各一部、並びに大字下藤沢字東台及び字高見原の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所
 埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、入間市建設部都市計画課

四 縦覧期間
 平成十九年十一月二十日から平成十九年十二月四日まで

埼玉県告示第七百一十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月二十日
 埼玉県知事 上田清司
 一 都市計画の種類及び名称
 入間都市計画道路三・四・八号安川新道線

二 都市計画を変更する土地の区域
 イ 追加する土地の区域

入間市東町六丁目、東町七丁目、大字下藤沢字東台、字高見原及び大字上藤沢字立出野の各一部
 ロ 削除する土地の区域

入間市東町六丁目、東町七丁目、大字下藤沢字東台、字高見原及び大字上藤沢字立出野の各一部
 三 都市計画変更の案の縦覧場所
 埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所及び入間市都市計画課

四 縦覧期間
 平成十九年十一月二十日から平成十九年十二月四日まで

埼玉県告示第七百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり、草加都市計画、越谷都市計画、川口都市計画、さいたま都市計画、春日部都市計画、幸手都市計画、蓮田都市計画及び上尾都市計画下水道を変更した。

なお、当該変更に係る図書の写しを埼玉県都市整備部下水道課において縦覧に供する。

平成十九年十一月二十日
 埼玉県知事 上田清司
 一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画、越谷都市計画、川口都市計画、さいたま都市計画、春日部都市計画、幸手都市計画、蓮田都市計画及び上尾都市計画
 二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する部分
 なし
 ロ 削除する部分
 三郷市上口三丁目、番匠免三丁目及び彦沢三丁目の一部

埼玉県告示第七百三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百六十六号)第百六十八条第四項の規定に基づき、収納代理金融機関の指定を次のとおり取り消す。

平成十九年十一月二十日
 埼玉県知事 上田清司
 一 金融機関の名称及び位置
 多野信用金庫

群馬県藤岡市藤岡三二四番地
 二 取消年月日
 平成十九年十一月二十六日
 三 取消しの理由
 かんら信用金庫及びぐんま信用金庫との合併による法人の解散

埼玉県告示第七百四号

埼玉県公金の収納事務を取り扱わせるため、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百六十六号)第百六十八条第四項の規定に基づき、平成十九年十一月二十六日に収納代理金融機関として次のとおり指定する。

平成十九年十一月二十日
 埼玉県知事 上田清司

一 金融機関の名称及び位置
 しのものめ信用金庫
 群馬県富岡市富岡一・二・三番地
 二 収納事務取扱店舗の範囲
 国内に所在する店舗
 三 収納事務取扱開始年月日
 平成十九年十一月二十六日

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成十九年十月に収去した飼料等の試験結果

の概要を次のとおり公表する。

平成十九年十一月二十日
 埼玉県農林総合研究センター所長 林 繁雄

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日	飼料の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要										備考			
				粗たんぱく質%	粗脂肪%	粗繊維%	粗灰分%	カルシウム%	リン%	揮発性窒素%	水溶性窒素%	ペプトン消化率%	TDN%		ME kcal/kg	その他(水分)%	
渡辺養豚場 比企郡川島町大字上大屋敷230	H19.10.10 同 左	パン屑	19.10	11.2	9.3	0.2	1.7	0.05	0.12							13.7	
鹿島飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市東深芝4番地2	H19.10.15 株式会社ネギシコ ヤース 熊谷市広瀬160	日配肉豚肥育用配合飼料瑞穂のいほ豚スパシヤル	19.10	13.0 以上	2.0 以上	5.0 以下	7.0 以下	0.40 以上	0.35 以上							12.0	
				13.2	3.0	1.3	3.2	0.44	0.40								

(注) 1 飼料の名称の欄中の「㊤」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄にあつては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があつた場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要	備考
渡辺養豚場 比企郡川島町大字上大屋敷230	同 左	飼料	パン屑	19.10	重金属ーカドミウム、鉛、ひ素	

(注) 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「㊤」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第二項第五号の規定による道路の位置指定を次のとおり行った。

平成十九年十一月二十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚 哲 史

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第一号	平成十九年十一月八日	大里郡寄居町大字桜沢字漆原千百六十六番三、千百六十八番二	四・二〇	三十四・八八	大里郡寄居町大字桜沢六百八十四番地 飯島 和緒

埼玉県行田県土整備事務所長告示第七十号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月二十日

埼玉県行田県土整備事務所長

並 木 孝 之

一 許可番号

平成十九年六月二十日

指令行整第一九〇〇〇五一号

二 検査済証番号

平成十九年十一月十二日第二十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡騎西町大字正能字当開戸一

八七―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

羽生市西五―四―五二 グランディ

Ⅲ二〇一

渡邊 貴久

埼玉県収用委員会告示第四号

平成十九年十一月七日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成十九年十一月二十日

埼玉県収用委員会会長

松 下 祐 典

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成十九年度第一号

二 起業者の名称及び住所

埼玉県 代表者 埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一五番一号

事業の種類 一般国道一二五号改築工事(加須羽生バイパス・埼玉県加須市地内)

生バイパス・埼玉県加須市地内)

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県加須市大字上三

地番 六〇一番一

地目 侯字中野島

面積 六〇一平方メートル

一 事件番号 埼玉県収用委員会平成十九年度第三号

二 起業者の名称及び住所 埼玉県 代表者 埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一五番一号

事業の種類 一般国道一二五号改築工事(加須羽生バイパス・埼玉県加須市地内)

地目 登記簿 宅地

現況 宅地

面積 登記簿 七三・四四平方メートル

実測 七三・六二平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 六五・四二平方メートル

土地所有者の氏名及び住所 氏名 法元仁

住所 埼玉県加須市大字上三侯六

住 所 埼玉県加須市大字上三侯六一番地一

埼玉県収用委員会告示第五号

平成十九年十一月七日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成十九年十一月二十日

埼玉県収用委員会会長

松 下 祐 典

一 事件番号 埼玉県収用委員会平成十九年度第三号

二 起業者の名称及び住所 埼玉県 代表者 埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一五番一号

事業の種類 一般国道一二五号改築工事(加須羽生バイパス・埼玉県加須市地内)

生バイパス・埼玉県加須市地内)

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県加須市大字上三

地番 六〇二番二

地目 登記簿 畑

現況 宅地

面積 登記簿 四一平方メートル

実測 四二・六六平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 四〇・四五平方メートル

土地所有者の氏名及び住所 登記名義人

埼玉県収用委員会平成十九年度第三号

二 起業者の名称及び住所 埼玉県 代表者 埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一五番一号

事業の種類 一般国道一二五号改築工事(加須羽生バイパス・埼玉県加須市地内)

生バイパス・埼玉県加須市地内)

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県加須市大字上三

地番 六〇二番二

地目 登記簿 畑

現況 宅地

面積 登記簿 四一平方メートル

実測 四二・六六平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 四〇・四五平方メートル

土地所有者の氏名及び住所 登記名義人

埼玉県収用委員会平成十九年度第三号

二 起業者の名称及び住所 埼玉県 代表者 埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一五番一号

氏名 法元六郎
住所 埼玉県加須市大門町一番
三号

ただし、同人は、平成十六年一月
三日に死亡。
登記名義人の法定相続人

1 氏名 法元てる
住所 埼玉県加須市大字下
三俣一九九番地

2 氏名 法元仁
住所 埼玉県加須市大字上
三俣六一一番地

3 氏名 法元百合子
住所 埼玉県加須市大字下
三俣一九九番地

4 氏名 神沼瑠美子
住所 埼玉県加須市睦町二
丁目二番二一号

埼玉県収用委員会告示第六号

平成十九年十一月七日、土地収用法第
四十五条の二の規定により、次のとおり
収用の裁決手続開始の決定をしたので公
告する。

平成十九年十一月二十日

埼玉県収用委員会会長

松下祐典

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成十九年度第五
号

二 起業者の名称及び住所
埼玉県
代表者 埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目
一五番一号

三 事業の種類

一般国道二二五号改築工事(加須羽
生バイパス・埼玉県加須市地内)

四 裁決手続開始の決定をした土地の所
在、地番、地目及び面積

1 土地の所在 埼玉県加須市大字下
三俣字三島

地 番 一九九番一
地 目 登記簿 田

現 況 宅地
面 積 登記簿 二五五平方
メートル

実 測 二五五・〇
四平方メー
トル

裁決手続開始の決定をした土地の
面積 ○・六九平方メートル

2 土地の所在 埼玉県加須市大字下
三俣字三島

地 番 一九九番二
地 目 登記簿 田

現 況 宅地

面 積 登記簿 七九〇平方
メートル

実 測 七九〇・三
五平方メー
トル

裁決手続開始の決定をした土地の
面積 六・一三平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

1 氏名 法元百合子(四の1及び
四の2に記載の土地の持分
六分の五)

住所 埼玉県加須市大字下三俣
一九九番地

2 氏名 神沼瑠美子(四の1及び
四の2に記載の土地の持分
六分の一)

住所 埼玉県加須市睦町二丁目
二番二一号

面 積 登記簿 二七二平方メ
ートル

実 測 二七八・九九
平方メー
トル

裁決手続開始の決定をした土地の面
積 二九・七五平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所
氏名 丸山惣一
住所 埼玉県加須市大字上三俣六
二六番地一

平成十九年十一月二十日

埼玉県収用委員会会長

松下祐典

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成十九年度第七
号

二 起業者の名称及び住所
埼玉県
代表者 埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目
一五番一号

三 事業の種類

一般国道二二五号改築工事(加須羽
生バイパス・埼玉県加須市地内)

四 裁決手続開始の決定をした土地の所
在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県加須市大字上三
俣字中野島

地 番 六〇二番一
地 目 登記簿 畑

現 況 畑
面 積 登記簿 二七二平方メ
ートル

実 測 二七八・九九
平方メー
トル

裁決手続開始の決定をした土地の面
積 二九・七五平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所
氏名 丸山惣一
住所 埼玉県加須市大字上三俣六
二六番地一

平成十九年十一月二十日

埼玉県収用委員会会長

松下祐典

一 事件番号

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	埼玉新聞社 〒330-0801 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷	関東図書株式会社 〒330-0801 さいたま市浦和区別所三丁目一〇 号 〇四八―八二四―二二二一(代表)